

長井市告示 第212号

令和8年度長井市関係人口創出プロモーションイベント運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領を次のとおり定める。

令和8年6月1日

長井市長 内谷 重治



令和8年度長井市関係人口創出プロモーションイベント運営業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本事業は、首都圏からの来訪者及び関係人口の創出を目指し、首都圏で本市をPRするイベントを開催する。事業の実施にあたっては、新しいひとの流れを生み出すコンテンツとして、本市の四季や文化に着目し、イベント内容のリブランディングによってその魅力を高める。またプロモーションの強化によって集客効果を引き上げ、関係人口・交流人口を増進することを目的とする。

この要領は、長井市関係人口創出プロモーションイベント運営業務の委託者選定のために実施する公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度長井市関係人口創出プロモーションイベント運営業務

(2) 業務内容

別紙1「令和8年度長井市関係人口創出プロモーションイベント運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 提案に係る上限額

12,210千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(5) 費用

令和8年度長井市関係人口創出プロモーションイベント運営業務の実施に必要な企画、運営などの費用、視察・準備に伴う交通費など、すべての費用を含むものとする。

3 プロポーザル参加者の募集

(1) 募集方法

長井市ホームページで公募する。

(2) 公募期間

告示の日から令和8年6月12日（金）午後5時まで

(3) 参加要件

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- ア 公告から契約締結日まで国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。公告から契約締結日まで国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- エ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- オ 長井市が定める入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- カ 次のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - (イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (ウ) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
 - (エ) 役員等(プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - (オ) プロポーザルに参加する個人から長井市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - (カ) 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

- がその経営に実質的に関与している個人または法人
- キ 業務内容についての守秘義務を遵守できること。
 - ク 業務一括を再委託しないこと。
 - ケ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
 - コ 契約期間中は、打合せ等に迅速に対処できること。
 - サ 常に連絡の取れるスタッフを配置し、そのスタッフが責任を持って市担当者との連絡調整ができること。
 - シ その他、長井市の契約の相手方として不適當でない認められる者

4 スケジュール

6月1日(月)	公募開始
6月3日(水) 午後5時	質問の提出期限
6月5日(金)	質問への回答予定
6月12日(金) 午後5時	参加表明書の提出期限
6月19日(金) 午後5時	企画提案書等の提出期限
6月26日(金) 午後3時15分	面接審査

5 質問書の提出

本要領又は仕様書に質疑がある場合は、6月3日(水)午後5時必着で持参又は郵送により、質問書(様式第3号)を提出すること。郵送の場合は、必ず、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。回答は、6月5日(金)まで質問書提出者全員に電子メールにて行う予定である。

6 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和8年6月12日(金)午後5時必着

(2) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加表明書(様式第1号) …1部

イ 会社概要(様式第2号) …9部

※本市の指名競争入札参加登録簿に登録されていない場合は、別表1の書類を併せて提出すること。

(3) 提出方法

ア 持参又は郵送により提出することとし、郵送の場合は、必ず、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。

イ 既に送達した参加表明書等の訂正、差替え及び再提出は認めない。

ウ 提出期限を過ぎて到達したもの、普通郵便、宅配便など、指定の方法以外で送達されたものは受理しない。

(4) 提出先

下記 13 のとおり

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 6 月 19 日（金）午後 5 時必着

(2) 提出書類

ア 令和 8 年度長井市関係人口創出プロモーションイベント運営業務公募型プロポーザル参加申込書（様式第 4 号）…1 部

イ 企画提案書等一式…9 部

- (ア) 企画提案書には、仕様書に関連した具体的な提案を記載すること。
- (イ) 業務の実施手順及び実施体制、業務スケジュールを記載すること。
- (ウ) 企画提案書作成に当たって、前提条件・情報が不足している場合は、提案者において仮説を立て、それを前提条件と明記し対応すること。
- (エ) 企画提案書作成に当たって、前提条件・情報が不足している場合は、提案者において仮説を立て、それを前提条件と明記し対応すること。
- (オ) A4 版とし、表紙・目次を含めて 40 ページ以内で作成すること。
- (カ) A3 版折込を入れる場合は、2 ページ扱いとする。

ウ 見積書及び積算内訳書…9 部

- (ア) 履行期間内に本業務内容を実施するための費用について作成すること。
- (イ) 各年度の費用内訳を明記し作成すること。
- (ウ) 費用の項目や単価はできる限り詳細に明記し作成すること。
- (エ) 見積書及び積算内訳書の作成に当たって、前提条件・情報が不足している場合は、提案者において仮説を立て、それを前提条件と明記し対応すること。
- (オ) 金額は、消費税を除く金額及び消費税を含む金額の両方を記入すること。

(3) 書類提出に当たっての留意事項

ア (2) の提出書類は書面及び電子データを提出すること。

イ 書面での提出は、本要領に指定がない場合、A4 版で提出すること。A3 版で提出する書類は折り込んで、A4 版と同等のサイズで提出すること。

ウ 電子データは、マイクロソフト・ワード、エクセル、パワーポイントで閲覧可能な形式又は PDF 形式によるものとし、メール等で提出すること。

(4) 提出方法

- ア 持参又は郵送により提出することとし、郵送の場合は、必ず、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。
- イ 既に送達した企画提案書等の訂正、差替え及び再提出は認めない。
- ウ 提出期限を過ぎて到達したもの、普通郵便、宅配便など、指定の方法以外で送達されたものは受理しない。

(5) 提出先

下記 13 のとおり

8 審査方法

参加要件を満たし、企画提案書等を提出した者について、面接審査（提出書類等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答）を実施する。審査は、長井市関係人口創出プロモーションイベント運営業務公募型プロポーザル審査委員会が実施し、別紙 2「長井市関係人口創出プロモーションイベント運営業務公募型プロポーザル審査票」の審査基準に基づき契約候補者を選定する。面接審査の詳細な時間については参加申込者に別途通知する。

- ア 日時：令和 8 年 6 月 26 日（金）午後 3 時 15 分から
- イ 場所：長井市役所 3 階 防災研修室 2・3
- ウ 内容：プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順に行う。プレゼンテーションは原則として、企画提案書または実際に利用者が操作するシステムをモニター投影することにより説明すること。資料の差替えや追加は認めない。出席者は 3 名以内とし、オンラインによる参加は認めない。
- エ 設定時間：1 事業者につき 35 分（プレゼンテーション 20 分以内、質疑 15 分以内）。
- オ その他：審査委員会は非公開とする。
- カ 市が HDMI で接続可能なモニターを準備する。
- キ パソコン等は各自準備すること（Mac 端末不可）。

9 審査結果の通知

審査結果は、決定後速やかに通知する。ただし、審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

10 契約の締結

- (1) 審査委員会において契約候補者となった者と提案された内容を基本として協議を行い、仕様を確定させたうえで、契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結の協議が不調に終わった場合は、次点事業者と交渉することとする。
- (3) 契約について、市と契約を締結する者は、委託業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託してはならないものとする。

11 無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) プレゼンテーションに欠席した場合。
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

12 その他留意事項

- (1) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書、見積書等は返却しない。
- (3) 本要領に定めのない事項については、適宜市が判断するものとする。

13 連絡・書類等提出先

長井市 ブランド戦略課 都市交流推進室 担当：平、齋藤

住所：〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号

電話：0238-82-0030（内線222） FAX：0238-87-3367

E-Mail：koryu@city.nagai.yamagata.jp

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

(別表 1)

本市の令和 8 年度指名競争入札参加登録簿に登録されていない場合は、下記の書類を併せて提出すること。(提出部数は各 1 部)

番号	提出書類名	摘 要
1	登記事項証明書 (原本)	【法人】 商業登記簿謄本 (現在事項証明書、 履歴事項全部証明書でも可) 【個人】 住民票等住所がわかる証明書 ※発行後 3 か月を超えないもの
2	納税証明書 (原本)	下記の「別表 2」を参照 ※発行後 3 か月を超えないもの
3	印鑑証明書 (原本)	参加申込書に押印した実印の証明 ※発行後 3 か月を超えないもの
4	暴力団排除に係る誓約書	様式第 5 号
5	委任状	任意様式 支店・営業所の場合は本社の委任状

(別表 2)

区 分	市税関係 (長井市市民課にて交付)	国税関係 (最寄りの税務署にて交付)
市内の個人事業者	個人市民税⇒ <u>納税証明書</u> (完納証明書ではありません)	消費税 ⇒ <u>納税証明書「その 3」</u>
市内の法人	法人市民税⇒ <u>納税証明書</u> (完納証明書ではありません)	消費税 ⇒ <u>納税証明書「その 3」</u>
市外の個人事業者		所得税・消費税 ⇒ <u>納税証明書「その 3 の 2」</u>
市外の法人		法人税・消費税 ⇒ <u>納税証明書「その 3 の 3」</u>

令和 8 年度長井市関係人口創出プロモーションイベント運営業務

委託仕様書

1 業務名

令和 8 年度長井市関係人口創出プロモーションイベント運営業務

2 目的

本事業は、首都圏からの来訪者及び関係人口の創出を目指し、首都圏で本市を PR するイベントを開催する。事業の実施にあたっては、新しいひとの流れを生み出すコンテンツとして、本市の四季や文化に着目し、イベント内容のリブランディングによってその魅力を高める。またプロモーションの強化によって集客効果を引き上げ、関係人口・交流人口を増進することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 委託上限額

金 12,210 千円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託業務の実施に必要な費用を全て含むこと。

5 委託業務の内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行すること。ただし、具体的な実施内容については、提案のあった内容を基に委託者と協議の上、決定するものとする。

(1) イベントの企画・提案

首都圏におけるイベントの企画及び内容について提案をすること。

ア ①上記目的に基づく現状の分析及び課題の抽出を実施し、目的の達成に必要なイベント内容を検討の上、企画・提案すること。

イ イベントは 3 回以上実施すること。うち 1 回は、内閣府地方創生推進事務局が主催する「地方創生 SDGs フェス 2026」へ出展すること。

(2) イベントの開催・運営

円滑な運営と進行管理によりイベントを遂行すること。

- ア 現地での会場スタッフについて、イベントの遂行に必要な適切な人数を配置すること。
- イ イベント会場にて来場者へのノベルティの配布を実施すること。
- ウ 来場者アンケートを実施し、開催実績を取りまとめ報告すること。

(3) PR 資材の開発と展開

- イベントの実施にかかり、各種 PR 資材を開発・展開すること。
- ア イベント会場にて来場者へ配布するノベルティを製作すること。
- イ 各イベントに必要な展示ディスプレイ等を製作すること。
- ウ ポスター、チラシ、パンフレット等の広報・啓発資材を製作し、イベントの内容を広く周知すること。
- エ 雑誌掲載や動画配信等の媒体を活用した PR 展開を実施すること。

6 業務完了報告及び成果品

業務を完了したときは、以下の書類及び電子媒体を提出しなければならない。

- (1) 業務完了報告書 2部

7 その他

- (1) 本委託業務で制作した資料の著作権は、第三者が権利を有する部分を除き、市に全て帰属する。
- (2) 受託者は、常に本市職員と密接な連携を図り、市の意図について熟知のうえ、作業に着手し、能率的・効果的な遂行に努めること。
- (3) 業務の遂行に当たっては、関係法令や出展要領等を遵守すること。
- (4) 本仕様に明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、受託者において充足するものとする。
- (5) 詳細事項及び内容に疑義が生じた場合、受託者は事前に市と協議を行い、その指示に従うこと。
- (6) 受託者は、本業務の遂行にあたり、本業務に関係するしないにかかわらず、市のデータなどについて、許可なく持ち出しなどを行わないこと。また、関連データなどは、漏洩、滅失、その他の事故などの予防に十分注意し、業務の信頼性・安全性の確保に努めること。